



足立区

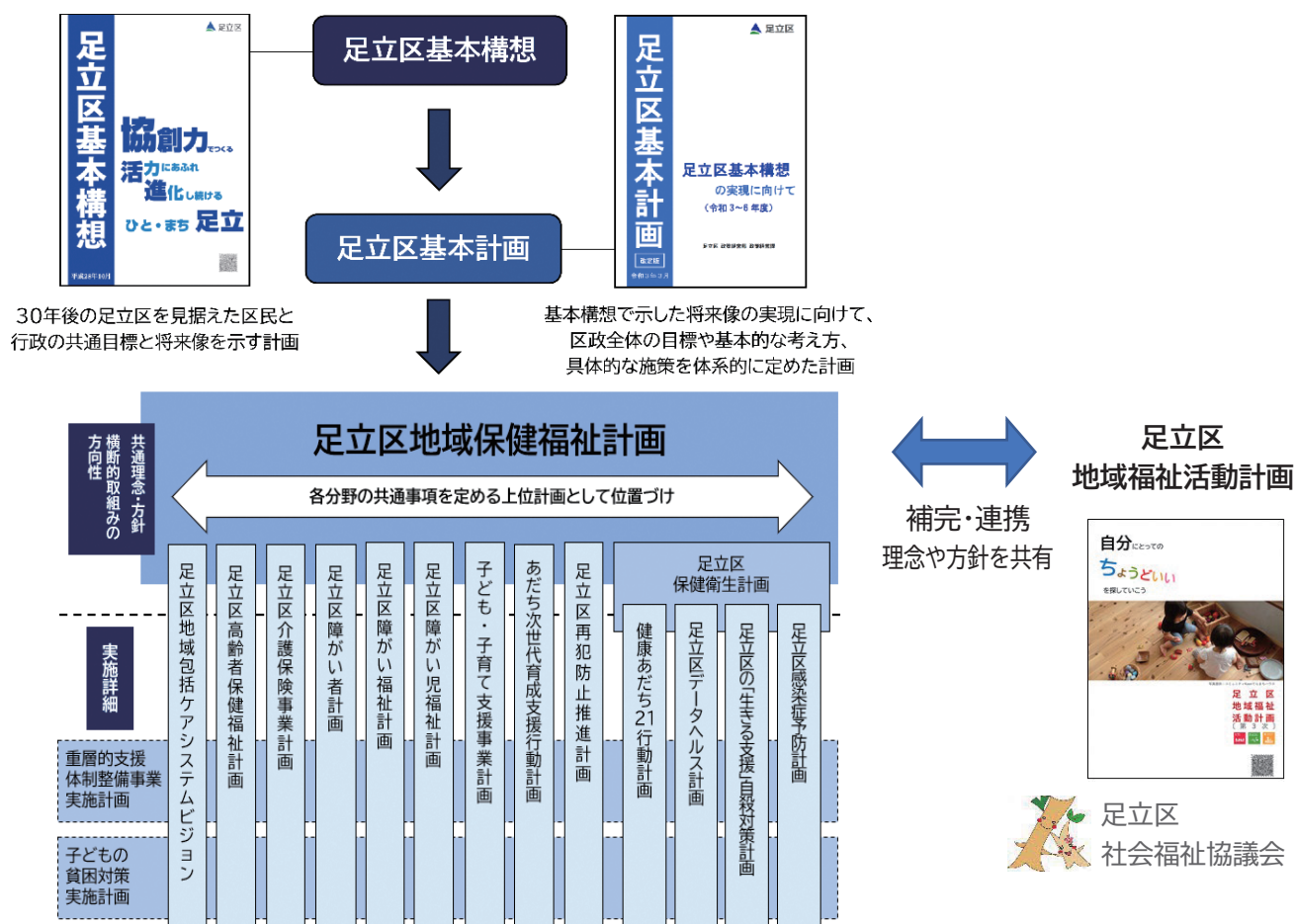
概要版

地域保健福祉計画

令和6年度～令和11年度
(2024年度～2029年度)

足立区地域保健福祉計画とは

社会福祉法に基づく『地域福祉計画』として、地域福祉をより一層推進するため、関連する個別計画を横断する「**共通の理念**」や「**共通して取り組むべき事項**」を記載した計画です。



保健福祉分野における最上位計画として、新たに 「足立区地域保健福祉計画」を策定しました。

1 基本理念・基本方針

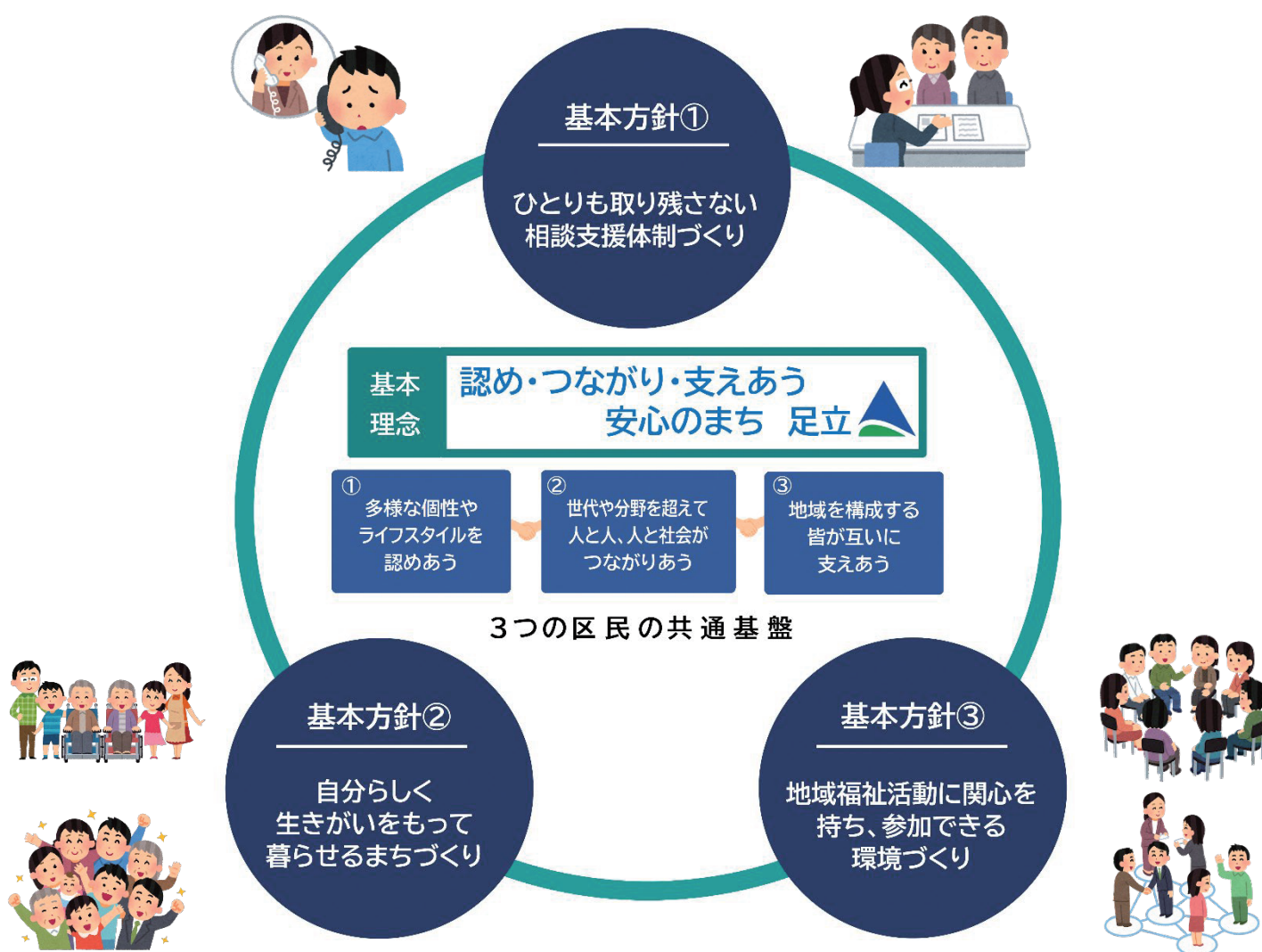
基本理念

認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立

本理念のもと、「地域共生社会」の実現を目指すとともに、足立区基本構想に掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現の一翼を担います。

また、本理念の礎となる、区民の3つの共通基盤を具現化するための施策として、基本方針を設定します。

基本理念実現に向けた基本方針イメージ



地域保健福祉の理念や方向性を明らかにし、 区の基本構想や基本計画を具現化します。

2 施策体系

基本方針・基本理念を実現するため、以下の施策体系において、地域保健福祉に係る施策を推進します。特に、**重層的支援体制の整備**により、複合・複雑化した課題等に対し、組織・分野横断的に取り組みます。





現場の声①

地域福祉に係るアンケートや地域懇談会での意見(令和5年度実施)



日頃から地域福祉に携わる方々も、様々な気になる相談や、困難事例に遭遇しています。

経済的な 困窮状態

- 身寄りがなく、経済的に困窮しているが生活保護の対象にならない。
- 年金のみで困窮しており、介護保険サービスの利用を控えてしまう。
- 特に母子家庭、外国人世帯の困窮状態が目立っている。

はちまるごーまる 8050世帯

- 高齢の親が、ひきこもりの子の身の周りの面倒をみている。
- 父親は70歳をこえ、子がひきこもり状態。入退院を繰り返す子を父が一人で見ているが、支援の手立てがない。

ヤング ケアラー

- 中学生がきょうだいの世が大変と言っていた。
- 小学生が祖母のオムツ交換と食事の世話をしてから登校している。
- 母子家庭で、幼いきょうだいの面倒のため学校を休んでいる中学生がいた。

複雑な課題 狭間のニーズ

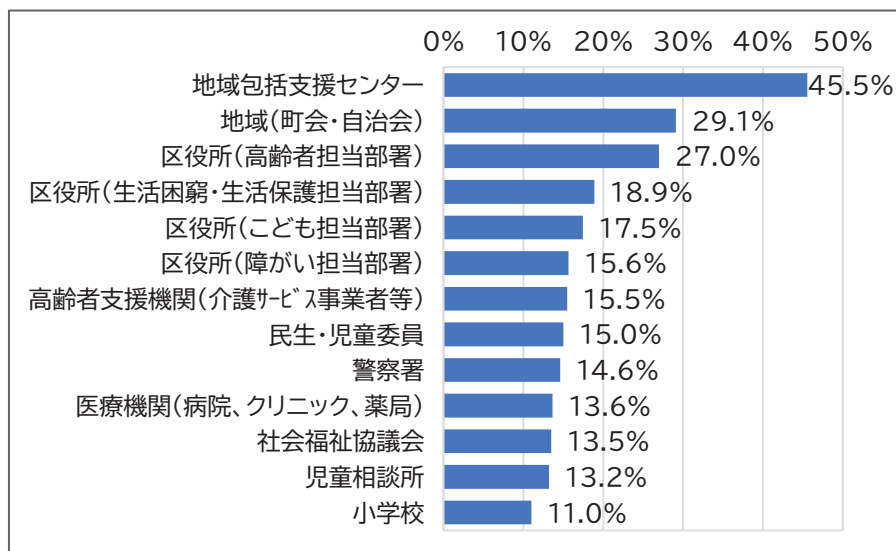
- 気軽に相談できる場がない。
- 支援する側もつなぎ先が分からない。
- どんな相談でも受けてくれる場所が必要。



現場の声②

気になる相談や困難事例があった際に、特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職〔地域福祉に係るアンケート結果(令和5年度実施)〕

複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズには、単独の機関だけでの支援は困難なことから、アンケートにあるように、多機関での協働が必要です。



より強固に！

すでに協働している団体や専門職



連携体制構築！

これまでつながりが希薄であった団体や専門職

回答総数:5,698 件(3つまで複数回答可)
回答のうち、10%を超えるもののみ掲載

3 重層的支援体制整備事業

様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、 支援していくための重層的支援体制の整備

課題

既存の制度や分野別での支援では、複合・複雑化した課題や、
制度の狭間のニーズが、支援につながらない、支援が受けられない。

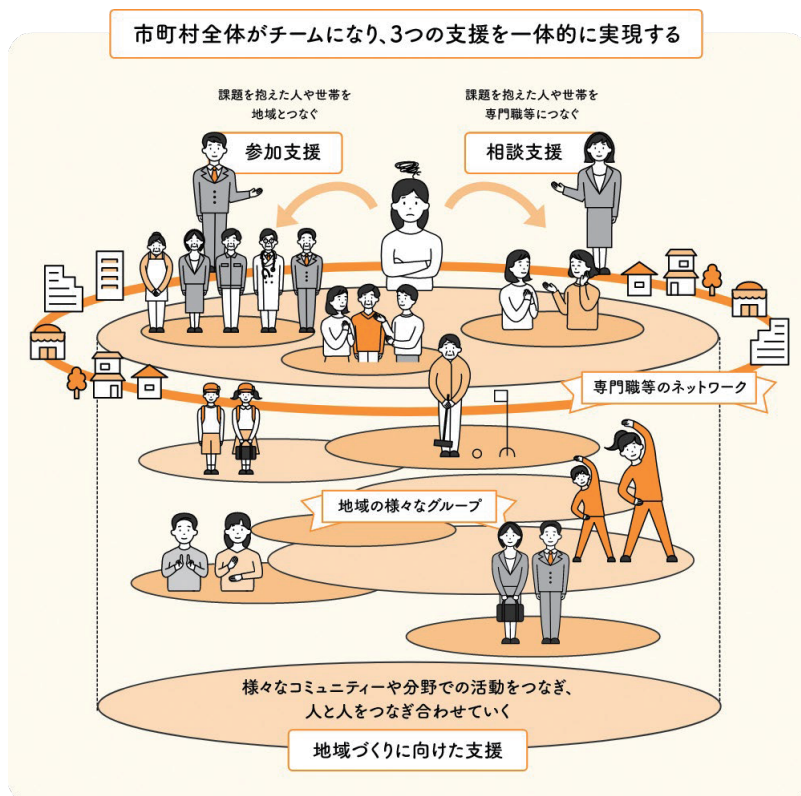
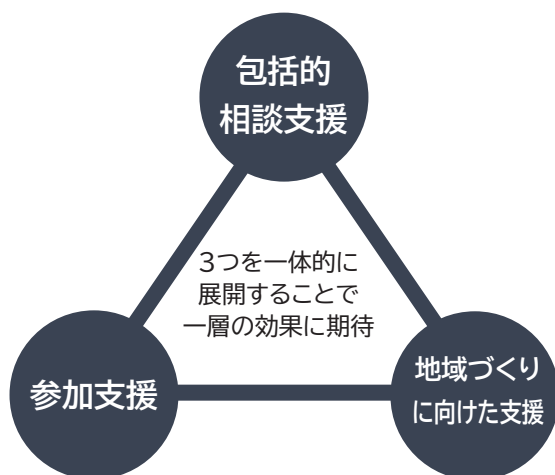
誰でも・何でも相談でき、それらを受け止める包括的な相談支援体制とともに、
多機関が連携して支援の方向性・解決策を見出す仕組みの整備が必要

重層的支援体制整備事業(厚生労働省ホームページから掲載)

「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備として、以下の3つを実施する
(実施は区市町村の任意)

- 属性や世代を問わない**包括的な相談支援**
- 社会とのつながりをつくる**参加支援**
- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**地域づくりに向けた支援**

重層的支援体制イメージ



4 足立区での重層的支援体制の展開

重層的支援体制整備の第一歩として、

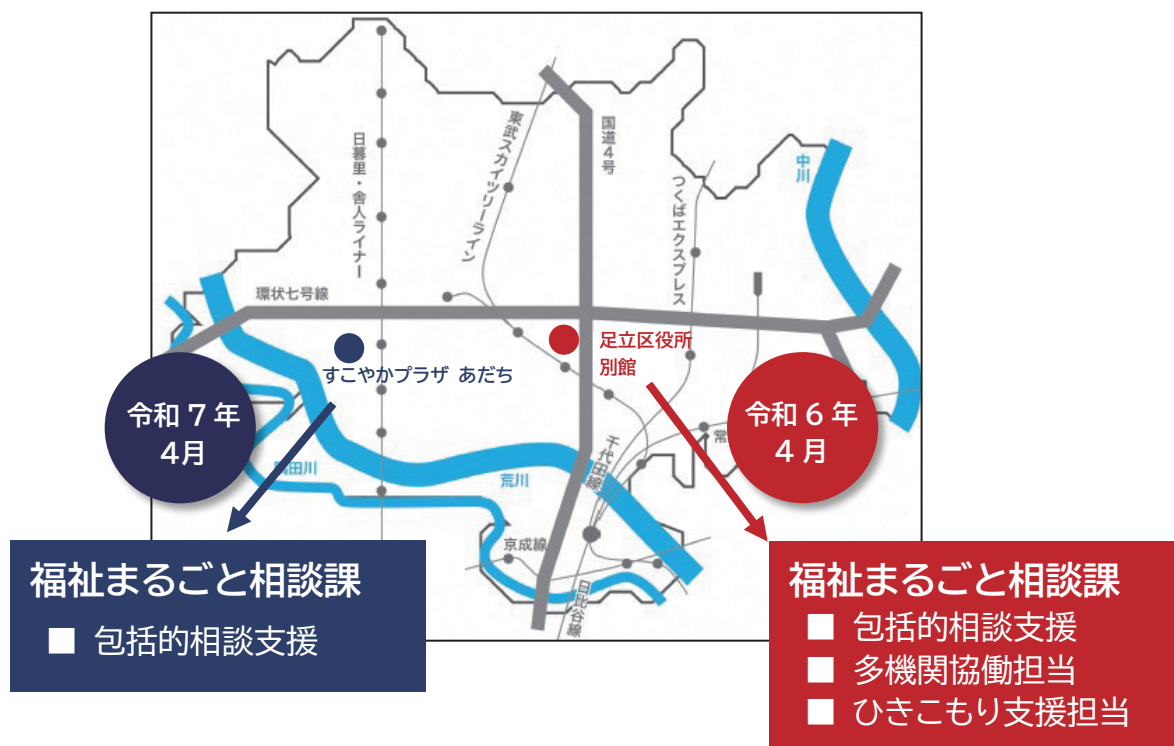
令和6年度から包括的相談支援・参加支援を展開していきます。

また、「地域づくりに向けた支援」は、令和7年度から、足立区社会福祉協議会に“地域福祉コーディネーター”を配置し、段階的に事業を拡大していきます。

支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
	《現行》足立区地域保健福祉計画 中間見直し						《次期》
包括的相談支援	実施					検証	改善
参加支援	実施					検証	改善
地域づくりに向けた支援	検討	実施				検証	改善

包括的相談支援・参加支援体制

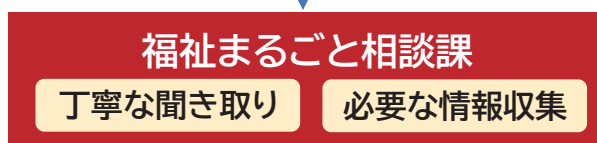
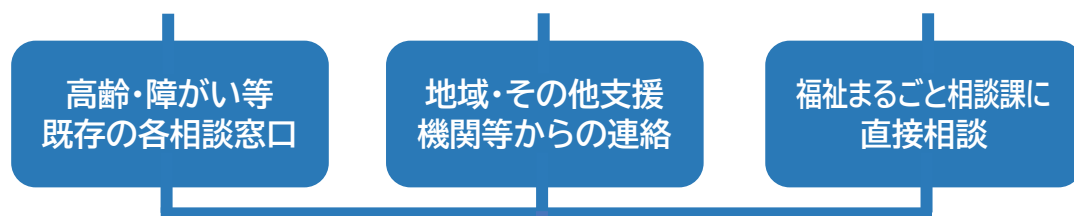
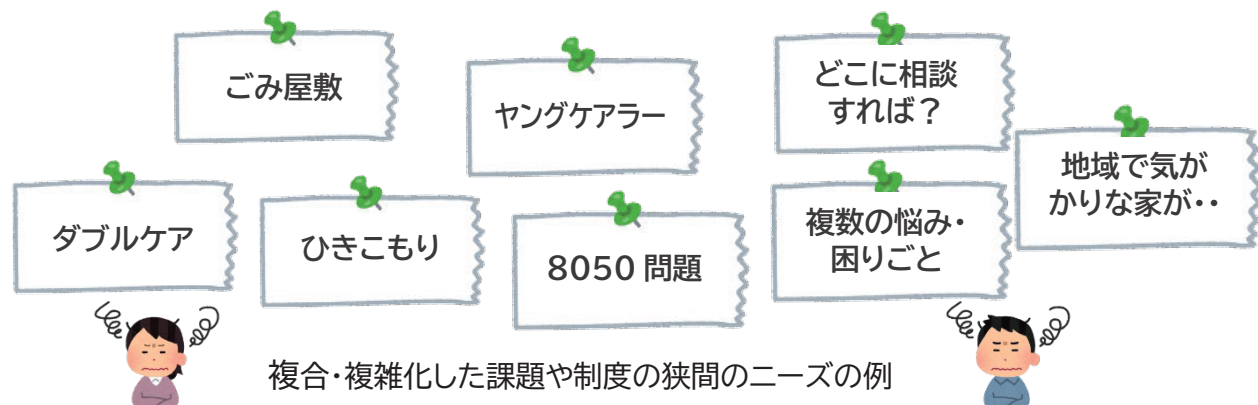
「くらしとしごとの相談センター」を再編して「福祉まるごと相談課」を創設し、**区内2拠点**で**包括的相談支援・参加支援**を実施



- ① 属性・年齢・内容を問わず受け止める包括的な相談支援(アウトリーチも含む)
- ② 参加支援として「就労準備支援」や「ひきこもり支援」を引き続き実施

5 組織・分野横断的な連携体制

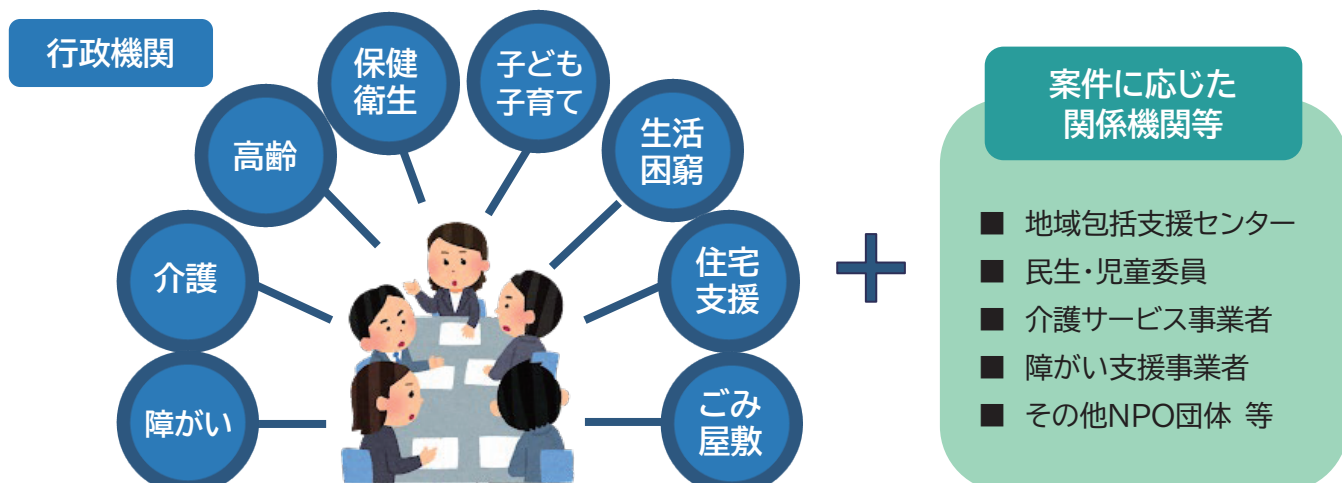
「福祉まるごと相談課」が、多機関協働の旗振り・調整役を担い、支援会議及び重層的支援会議を開催・運用し、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら、複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズへの支援につなげていきます。



複合・複雑化した課題、制度の狭間のニーズを、「どうすれば支援できるか」課題の解きほぐし・支援方針を検討

各所管・分野が有する専門性やノウハウを活かしチームで支援

支援会議・重層的支援会議イメージ



令和6年4月～
包括的相談支援
開始！

福祉まるごと相談課

誰でも × 何でも = まるごとお聴きします！

まずは、お気軽にご相談ください。

高齢、介護、障がい、子ども・子育てなど既存の窓口に加えて、新たに「誰でも・なんでも相談できる福祉窓口」を創設します。

ご本人やご家族が抱える“悩み”や“困りごと”を受け止め、庁内関係所管のほか、様々な支援機関とつながりながら、どうすれば解決できるかを一緒に考えていきます。

ひきこもり

どこに相談
すればいいか
わからない

誰かに聞いて
もらいたい

悩み・困りごとが
複数ある

生活に困った
生活が苦しい

受け止める



属性や世代、内容を
問わず、どんな相談
でも受け止めます。

つなぐ



利用できる制度が
ある際は、支援先
におつなぎします。

アウトリーチ



ご来庁が難しい場
合は、自宅等へ伺い
相談を承ります。

福祉まるごと相談課
(旧 くらしとしごとの相談センター)

所在地: 足立区梅島 2-2-2
(足立区役所 別館1階)

これまで、“くらしとしごとの相談センター”で実施していた、就労に向けた準備支援や、日常生活・社会生活の自立のための支援は、引き続き“福祉まるごと相談課”で実施します。



【相談時間】月曜日・水曜日・木曜日 午前9時～午後5時

火曜日・金曜日 午前9時～午後7時

第2土曜日・第4日曜日 午前9時～午後5時

(その他の土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

相談
無料

秘密
厳守

予約
可能

☎ 03-3880-5705、03-5888-4571 (いずれも相談員直通)

足立区ホームページのメールフォームもご活用ください。



足立区地域保健福祉計画 概要版(令和6年度～令和11年度)

発行 足立区

令和7年3月

編集 足立区福祉部福祉管理課

〒120-8510

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5111(代表)

計画の全文は、足立区ホームページでご覧になれます。

